

# 目的規定について



## **(1) 目的規定とは**

**◆目的規定は、条例の内容や狙いを凝縮**



**◆この条例は何を書いているのか  
何のための条例か**

## **(2) 条例素案の目的規定**

**この条例は、**

**市民の参加と協働（・協創）によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、**

**市民と行政の役割分担を明らかにし、  
ともに考え協力し、行動することにより、  
個性豊かで活力のある自立した地域社会  
の実現を図ること**

**を目的とする。**

### **(3) 考え方 (その1)**

第1段階

**『市民の参加と協働（・協創）による  
まちづくりを推進するための基本的な  
事項を定めるとともに、』**



まちづくりを進めるための基本的な考え方

- ◆市民の参加
- ◆協働

## **(4) 考え方 (その2)**

第2段階

**『市民と行政の役割分担を明らかにし、  
ともに考え協力し、行動することにより』**



- ◆市民と行政の役割を条例の中で謳う**
- ◆行動の原理**

## **(5) 考え方 (その3-1)**

最終的な目標

**個性豊かで  
活力のある  
自立した**

**地域社会の実現を図る**

## **(6) 考え方 (その3-2)**

### **『個性豊かな地域社会』**



- ◆ **それぞれの地域の歴史、文化、自然**
- ◆ **多様な主体が地域社会を形成**
- ◆ **それぞれの特徴を活かす、大切にする**
- ◆ **それぞれの地域にあった地域社会**

## **(7) 考え方 (その3-3)**

### **『活力ある地域社会』**



- ◆これからも永く暮らせる
- ◆もっと心豊かに住みよい
- ◆これからも元気で持続可能
- ◆それぞれの地域に活力があれば、  
市域全体も活力が生まれる



## **(8) 考え方 (その3-4)**

### **『自立した地域社会』**



- ◆自主的、自立的な活動
- ◆住民自治の振興
- ◆地域力の発展、向上
- ◆地域内の連携・協力（自助、互助、共助）
- ◆創意と工夫、生きがい、満足感

## (9) 条例素案の目的

市民の参加

協働

によるまちづくり



個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現